# 福祉情報

## 重度心身障がい者医療費給付事業受給資格の自動更新について

受給資格のある方について、7月中に自動更新処理により所得判定し、個別に通知致します。

＊住所変更、保険変更等があった場合は届け出が必要です。

▼重度心身障がい者医療費給付事業とは、次の対象者が医療機関で支払った費用の全部または一部を助成する制度です。

＊保険外適用の費用、食事療養費については対象外です。

＊この制度には所得制限があります。

▼対象者　市内に住所を有する方で、

①身体障害者手帳1、2級の所持者

②療育手帳A1、A2の所持者

③身体障害者手帳3級所持者でIQ50以下の方々

④精神障害者保健福祉手帳1級の所持者（精神病床における入院を除く）

▼問い合わせ先
社会福祉課　障がい支援班
☎82-9519

## 心の健康相談

▼内容　精神保健・福祉・医療に関する相談（心の相談、精神疾患の医療・日常生活・社会復帰に関すること、認知症、アルコール・薬物依存、ひきこもり、思春期問題等に関すること）

▼相談日・相談担当者
専門医による相談日
6月23日(木)

▼相談場所　中部保健所

※前日午前中までに予約受付

※面接相談

▼問い合わせ先　中部保健所
☎62-9171

## 児童手当・特例給付の「現況届」について

これまで全ての受給者に提出をお願いしていましたが、令和4年度から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を「原則不要」とします。ただし一部の受給者については引き続き手続きが必要になりますので、個別で通知致します。

▼問い合わせ先
社会福祉課　子育て支援班
☎82-9519

## 「心の病」家族相談の開催

▼対象者　家族が心の病やひきこもりをしていて悩んでいる保護者の方々

▼日時　6月18日(土)
10時～12時

▼開催場所　ユニーク
大字津久見浦福

▼参加費　無料

▼問い合わせ先
臼津あけぼの会　神田
☎77-4118

## 困りごと・心配なことお気軽にどうぞ!!

生活のことなど、お困りごとはありませんか？相談員にお気軽にご相談ください。

▼日時　6月22日(水)
13時30分～15時30分

▼場所　市役所会議棟会議室
（ハローワーク隣）

▼問い合わせ先
社会福祉課　生活支援班
☎82-9547

## 6月手話通訳者設置日

6月の設置日
6日(月)・13日(月)・21日(火)・27日(月)

▼時間　8時30分～12時
13時～16時30分

※プライバシーの保護には細心の注意を払っています。

▼問い合わせ先
社会福祉課　障がい支援班
☎82-9519



## 身体障がい者自動車運転免許取得助成について

第1種普通自動車運転免許を取得しようとする身体障がい者に対し、免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、就労等社会参加活動への推進を図ることを目的とします。

**助成対象者**

○津久見市に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた、障害程度等級表の1級から4級までの障がいを有する者で免許の取得により社会参加が見込まれる者。

**助成経費**

・助成金の交付は、1人1回限りとします。

・助成金の額は、免許の取得に直接要した費用の3分の2以内の額とします。
ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とします。

▼問い合わせ先
社会福祉課　障がい支援班
☎82-9519

## 軽度・中度聴覚障がい児支援について

公的助成を受けられない軽度・中度の18歳未満の聴覚障がい児に対して補聴器購入費用等の一部を助成し、言語の習得やコミュニケーション能力等の成長及び教育等における健全な発達を支援します。

**助成対象者**

①津久見市に住所を有している方

②両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、法令の規定に基づく補聴器の交付対象とならない方

③補聴器・人工内耳の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師に判断された方

※本人または世帯員のうち市町村民税所得割の納税額が46万円以上の人がいる場合は助成の対象外です。

**対象経費**

・新規補聴器を購入する費用

・補聴器・人工内耳の修理に要する費用

・耐用年数経過後に補聴器を更新する費用

**負担割合**

対象経費の3分の2を助成します。

▼問い合わせ先
社会福祉課　障がい支援班
☎82-9519

## 療育相談

在宅の障がい児およびその家族のための、療育相談を行います。

▼日時　6月12日(日)
9時～15時

▼場所　交流センターすくらむ
臼杵市大字臼杵72-137

▼相談内容　口腔衛生・療育訓練・日常生活・進路（就学）福祉サービス等

＊専門スタッフが対応します。

＊予約制

▼申込・問い合わせ先
さぽーとセンター風車
☎63-5888

＊各講座等の開催の有無については、問い合わせ先にお尋ねください。

## 【内閣府】「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」開設について

https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト　検索

企業や店舗などの事業者等が障害のある人に対して行うこととされる「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取り扱いの禁止」など、障害者差別解消法により定められている事項について理解していただくためのサイトです。イラストや動画を用いたコンテンツで構成されています。

内閣府　政策統括官（政策調整担当）付　障害施策担当　TEL 03－5253－2111（代表）